

神崎市歴史まちづくり遺産支援事業補助金交付要綱

平成 25 年 8 月 6 日

要綱 第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神崎市歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進するため、神崎市歴史まちづくり遺産として登録された遺産の保存・伝承と遺産を活かしたまちづくり・地域おこし活動に対し、補助金を交付することについて、神崎市補助金交付規則(平成18年神崎市規則第 4 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第 2 条 補助の対象は、神崎市歴史まちづくり遺産に登録された遺産で、その保存・伝承・活用を行う地域活動団体とする。

- (1) 神崎市歴史まちづくり遺産を所有・保管・管理する地域活動団体であること。
- (2) 神崎市歴史まちづくり遺産の保存・伝承・活用を継続的に活動する地域活動団体であること。

2 前項の地域活動団体とは、神崎歴史まちづくり遺産が所在する地域・地区であり、地域の代表者及び地域住民が主体となった構成団体とする。

- (1) 地域活動団体には、地域団体の活動に賛同・協力する地域住民以外の市民を構成員とすることができる。
- (2) 所有者・保管者・管理者が個人の場合は、当該遺産が所在する地域の代表者並びに住民が構成員となった活動団体を組織すること。
- (3) 定款、規則又は会則を有し、自主的かつ積極的に継続的な神崎市歴史まちづくり遺産の保存と活用を行う地域活動団体であること。

(補助対象遺産・活動)

第 3 条 神崎市歴史まちづくり遺産支援事業の補助対象となる遺産並びに活動は、登録された遺産の保存と伝承並びに遺産の保存伝承を主な目的とした地域活動であり、神崎市歴史文化遺産を活かしたまちづくりに寄与する活動であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる遺産(文化財を含む)と活動は、この要綱の規定による補助対象から除くものとする。

- (1) 文化財保護法の規定により、国・県・市の指定並びに登録を受けた文化財
- (2) 当該年度において、他の国・県・市の補助金を受けているもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 一過性の保存・活用の活動
- (5) 政治活動、宗教活動を主たる目的とするもの又は特定の個人・団体の益に供する活動
- (6) 神崎市暴力団排除条例第2号に規定する暴力団員である者または同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者である場合又は構

成員となる地域活動団体

(7) 前各号に掲げるほか、市長が不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる神崎市歴史まちづくり遺産の保存・活用の活動費(以下「補助金対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 登録遺産の保存・修理に要する経費
(事前調査費、保存修理費、材料費、案内・説明版製作費、維持管理経費など)
- (2) 登録遺産を活かした地域活動に要する経費
(イベント経費、原材料費、機器等借上料、チラシ等作成費、保険料など)
- (3) 登録遺産の公開活動に要する経費
(講師等謝金、資料・パンフレット作製費、参加賞、保険料など)

2 なお、次に掲げる経費は補助対象外とする。

- (1) 食糧費(ただし、茶菓子・お茶は除く)
- (2) 団体構成員の日当等の人件費(講師等の謝金等は除く)
- (3) 交際費、慶弔費
- (4) 前各号に掲げるほか、市長が不相当と認めるもの

(補助金の額及び交付回数の制限)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、10万円を限度とする。

- (1) 同一遺産並びに地域団体に対する補助金の交付は、単年度につき1回限りとする。
- (2) 同一団体に対する補助金の交付は、継続5年を限度とし、毎年度申請に基づく審査により決定する。

なお、歴史まちづくり活動の推進並びに登録遺産の保全と活用のため、期限年度を延長する必要がある場合は、市長はこの限度年を別に定めることができるものとする。

- (3) 算定した補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、神崎市歴史まちづくり遺産支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる資料を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 規約、会則等
- (2) 構成員及び役員等の名簿
- (3) 神崎市歴史まちづくり遺産保存活用活動計画書
- (4) 神崎市歴史まちづくり遺産の現状並びに活用の状況を表す写真等。
- (5) その他、市長が必要と認める資料

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、神崎市歴史まちづくり遺産認定審議会に意見を求め、補助金交付の可否を決定し、補助金交付を適当と認めるときは補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、不適当と認めるときは、補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により申請団体に通知するものとする。

(補助金の変更及び中止)

第 8 条 補助金の交付の決定を受けた団体(以下「補助事業団体」という。)は、補助事業内容の変更するとき又は補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、補助金変更申請書(様式第 4 号)又は補助金中止(廃止)承認申請書(様式第 5 号)により、あらかじめ市長に申請し承認を受けなければならない。

(補助金の実績報告の提出)

第 9 条 補助事業団体は、当該年度における補助対象活動の事業が完了したときは、事業完了後 30 日以内又は毎年度 3 月 31 日のいずれか早い日に、実績報告書(様式第 6 号)に次に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象活動の経過・内容がわかる資料
- (2) 活動状況がわかる写真
- (3) 補助対象活動による成果品
- (4) 領収書の写し等、支出を裏付ける資料
- (5) その他、市長が必要と認める資料

(補助金の額の確定等)

第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該書類を審査し、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第 7 号)により、補助事業団体に通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第 11 条 補助事業団体が補助金の交付を請求するときは、前条に規定する補助金の額の確定後に交付申請書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が補助事業等の性質上適当と認めるときは、補助金等の全部又は一部を概算又は前金で交付することができる。

(補助金交付決定の取消等)

第 12 条 市長は、補助事業団体が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

- (2) 補助金を受けることについて不正の行為があったとき。
- (3) その他法令等に違反する等補助することが不適正と認められる事実があったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。